

社会福祉法人印旛福祉会 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 相談支援事業の経営

(ハ) 移動支援事業の経営

(2) 児童福祉法に基づく障害児支援に関すること

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人印旛福祉会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を千葉県印西市松虫 5 1 6 に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 4 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

第3章 評 議 員 会

(構 成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名

(2) 監事 2 名

- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。

(役員の選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職 員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理 事 会

(構 成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 千葉県印西市草深字怖録484番地3 所在の山林 (1,953㎡)
- (2) 千葉県印西市松虫字間所157番地 所在の雑種地 (476㎡)
- (3) 千葉県印西市松虫字十二町523番地 所在の雑種地 (99㎡)
- (4) 千葉県印西市松虫516番地他9筆
所在のいんば学舎・松虫 (721.88㎡)
- 主たる建物 校舎 (鉄筋コンクリート造ステンレス鋼版葺二階建) 493.28㎡
- 校舎 (木造鉄板葺平屋建) 35.53㎡
- 附属建物 符1 校舎 (鉄筋コンクリート造ステンレス鋼版葺平屋建) 83.46㎡
- 符2 物置 (木造鉄板葺平屋建) 16.52㎡
- 符4 物置 (木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建) 19.83㎡
- 符6 作業場 (木造ルーフィング葺二階建) 73.26㎡
- (5) 千葉県印西市草深字怖録484番地の3 所在のいんば学舎・草深 (663.37㎡)
- 主たる建物 主 養護所 (木造銅版葺二階建) 522.18㎡
- 附属建物 符号1 養護所 (木造銅版葺二階建) 91.08㎡
- 符号2 物置 (木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建) 20.96㎡
- 符号3 作業所 (木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建) 19.86㎡
- 符号4 物置 (木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建) 9.29㎡
- (6) 千葉県印西市草深字八幡前485番3 所在の山林 (1384㎡)
- (7) 千葉県印西市草深字八幡前488番11 所在の山林 (760㎡)
- (8) 千葉県印西市草深字大日473番14 所在の宅地 (1653.39㎡)
- (9) 千葉県印西市草深字八幡前485番3 所在のいんば学舎・オソロク倶楽部
主たる建物 主 養護所 (木造合金メッキ鋼板ぶき2階建) (538.87㎡)
- (10) 千葉県印西市草深字大日473番14 所在のグループホームなでしこ
主たる建物 主 養護所 (木造かわらぶき平家建) (142.13㎡)
- (11) 千葉県印西市草深字八幡前485番4 所在の山林 (2382㎡)
- (12) 千葉県印西市草深字八幡前486番 所在の山林 (2525㎡)
- (13) 千葉県印西市草深字八幡前487番 所在の原野 (452㎡)
- (14) 千葉県印西市草深字怖録484番1 所在の山林 (2575㎡)
- (15) 千葉県印西市吉高小手1786番1 所在の畑 (574㎡)
- (16) 千葉県印西市吉高小手1789番1 所在の田 (105㎡)
- (17) 千葉県印西市吉高小手1789番2 所在の畑 (717㎡)
- (18) 千葉県印西市吉高小手1786番1、1789番2 所在のグループホーム印旛、
グループホーム一本松
主たる建物 主 養護所 (木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建) (217.79㎡)
- 附属建物 符号1 養護所 (木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建) (164.37㎡)
- (19) 千葉県印西市松虫字西台241番1 所在の田 (849㎡)
- (20) 千葉県印西市松虫字西台241番2 所在の畑 (49㎡)
- (21) 千葉県印西市松虫字西台241番1の1 所在のグループホーム舞姫
主たる建物 主 養護所 (木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建) (150.92㎡)
- (22) 千葉県印西市松虫字西台241番1の2 所在のグループホーム西台
主たる建物 主 養護所 (木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建) (147.40㎡)
- (23) 千葉県印西市草深字陳屋脇923番地3、923番地2 所在のいんば学舎・陣屋
主たる建物 主 養護所 (木造合金メッキ鋼板ぶき2階建) 1階 (684.02㎡)
2階 (34.31㎡)
- (24) 千葉県印西市草深字八幡前485番地4 所在の森のお店
主たる建物 主 店舗 (木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建) (66.24㎡)
- (25) 千葉県印旛郡栄町安食字谷前3678番6、3678番33 所在の宅地
(1165.66㎡)
- (26) 千葉県印旛郡栄町安食字谷前3678番6、3678番33 所在の児童発達センター安食
主たる建物 主 養護所 (木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建) (410.35㎡)
- (27) 千葉県印西市草深字八幡前488番12 所在の山林 (4508㎡)
- (28) 千葉県印西市岩戸字並木1342番1 所在の畑 (1309㎡)
- (29) 千葉県印西市岩戸字並木1343番1 所在の畑 (1728㎡)

- (30) 千葉県印西市岩戸字並木1343番4 所在の雑種地 (134㎡)
- (31) 千葉県印西市草深字八幡前488番13 所在の山林 (3731㎡)
- (32) 千葉県印西市岩戸字並木1342番1、1343番地1 所在のグループホームこぶし
(木造ストレートぶき平家建) (202.88㎡)
- (33) 千葉県印西市岩戸字並木1343番地1 所在のグループホーム金木屋
(木造ストレートぶき平家建) (224.00㎡)
- (34) 千葉県印西市岩戸字並木1343番地1 所在の短期入所 杏
(木造ストレートぶき平家建) (205.36㎡)
- (35) 千葉県印西市岩戸字並木1342番地1 所在のグループホーム姫沙羅
(木造合金メッキ鋼板ぶき平家建) (146.89㎡)
- (36) 千葉県印西市岩戸字並木1343番地1、1342番地1 所在のいんば障害者相談センター
(木造合金メッキ鋼板ぶき2階建) (156.98㎡)
- (37) 千葉県佐倉市大蛇町字要行寺脇100番9 所在の宅地 (363.34㎡)
- (38) 千葉県佐倉市大蛇町字要行寺脇100番9 所在のグループホーム楓
(木造瓦葺2階建) 1階 (136.22㎡)
2階 (96.88㎡)
- (39) 千葉県成田市宗吾3-464-7 所在の宅地 (635.27㎡)
- (40) 千葉県成田市宗吾3-464-14他 所在の雑種地 (580.11㎡)
- (41) 千葉県成田市宗吾3-464-7 所在のいんば学舎・花かご
(木造ストレートぶき平屋建) (390.03㎡)
- (42) 千葉県成田市松崎2872-4、2873-2、3 所在の雑種地 (663㎡)
- (43) 千葉県印西市草深字八幡前488番15 所在の宅地 (700.01㎡)
- (44) 千葉県印西市草深字八幡前485番5 所在の宅地 (126.35㎡)
- (45) 千葉県印西市草深字八幡前488番14 所在の宅地 (173.63㎡)
- (46) 千葉県印西市草深字八幡前488番15 所在のいんば学舎・しらべ
(木造合板メッキ鋼板ぶき平屋建) (329.49㎡)

3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供にする財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。

1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること、及び、社会における公益を目的として、次の事業を行う。

- (1) 障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業
- (2) レスパイト事業
- (3) 福祉有償運送事業
- (4) 地域生活支援事業（日中一時支援）
- (5) 市町村より委託を受けた広義での社会福祉事業

- (6) 森のお店
- (7) 入居債務保証支援事業
- (8) 外国人留学生受入に関する事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散及び合併

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第40条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を経て、千葉県知事の認可を受けなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の議決を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第45条36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものは除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人印旛福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(付 則)

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	天野	文雄
理事	松本	義一
理事	林	宏一
〃	深山	重義

〃 千代川 智
監 事 平山 雄
〃 富井 徳松

(付 則)

この定款は、平成6年11月16日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成8年2月11日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成10年4月1日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成11年4月1日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成12年1月14日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成13年7月3日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成14年4月1日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成14年8月1日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成15年2月4日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成15年4月21日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成15年8月29日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成17年4月 1日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成17年 7月 1日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成18年 8月20日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成18年12月12日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成19年 2月21日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成19年10月10日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成19年11月24日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成20年 3月15日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成20年11月15日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成22年11月13日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成23年11月12日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成24年11月10日から施行する。

(付 則)

この定款は、平成２６年　５月２４日から施行する。
(付　則)
この定款は、平成２９年　４月　１日から施行する。
(付　則)
この定款は、平成２９年　４月２４日から施行する。
(付　則)
この定款は、令和元年１１月７日から施行する。
(付　則)
この定款は、令和３年３月１９日から施行する。
(付　則)
この定款は、令和７年１２月１日から施行する。